

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日本政府現地出先  
機関（総理府南方連絡事務所） 1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43395">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43395</a>

南連の業務範囲、渡航の簡素化

那覇連絡事務所業務範囲の改正点

二項 本土人の保護に関する事務

1. 現地米軍の建設工事に従事する本土人の現地における保護監督、殊に労務者の災害保険に関する事務を行うこと。

2. 遭難漁夫等の救済、及び送還に関する事務を行うこと。

3. 生活困窮の本土人の救済及び送還を行うこと。

4. 本土より入域せる者について死せせるもの遺品等の処置に関する事務を行うこと。

5. その所有者の依頼に基き税関等において保管されている荷物の保護に関する事務を行うこと。

6. 本土人の身体、生命財産及び利益に関し連絡斡旋を行うこと。

六項 恩給未払給与の支払に関する事務を行うこと。

外務省

十二項 本土と南西諸島間に亘る犯罪人の逮捕、罰金の徴収、及び強制送還に関する相互の協力について連絡斡旋を行い並に民事及び刑事事件に関する関係者の発見の聴取を行うこと。

十四項 前各号にかかる事務について自ら調査を行うこと。

3. 予り渡航先における渡航者の身元引受人につき琉球諸島米管理当局の交付したる身元引受証明書を有する者。  
4. 公務を帯びる渡航する国家及び地方公務員にして、南方連絡事務局長の証明書を有する者。

外務省

十六、公務に關して日本政府と直接通信を行うこと。

外務省

別紙二

現在極東軍總司令部を通じて手續している本土より南西諸島への渡航者の入域許可取り付けは相当日時を要するが、爾後左記の通り改めること。

a. 南方連絡事務局に提出された渡航申請書を那覇日本政府南方連絡事務局所に送附し、同所長を通じて直接琉球諸島における米管理当局の入域許可取り付けを行わせ、その結果に基き南方連絡事務局より身分証明書を發給するようにすること。

b. 左の各号に該当する渡航者については單に通報するのみ止め、琉球諸島における米管理当局の入域許可を要せざるようにすること。

1. 建設工事其の他琉球諸島における米軍の用務に従事する者について米極東軍總司令部の許可を受けたもの(既に実施中)

e. 市場調査に關する事務を行うこと。  
d. 貿易及爲替情報の提供に關する事務を行うこと。

五. 教育、文化の交流に關する事務を行うこと。

六. 日本本土に船籍を有する船舶及その船員の保護監督に關する事務を行うこと。

七. 恩給の支払に關する事務を行うこと。

八. 戦没者の遺骨及遺品の処理に關する事務を行うこと。

九. 戦傷病者及戦没者遺族等の援護に關する事務を行うこと。

十. 郵便貯金、銀行預貯金、生命保険各種貸付金等の債権債務の処理に關する事務を行うこと。

外務省

十一. 日本人(南西諸島住民を含む)の申請に基づき、学校卒業の事実を看護婦及助産婦等の資格の有無その他事実の証明に關する事務を行うこと。

十二. 伝染病発生状況及動植物検疫上必要な情報の提供に關する事務を行うこと。

十三. 本土と南西諸島間の司該事務の連絡に關する事務を行うこと。

十四. その他必要に感じ、那覇日本政府南方連絡事務所と琉球諸島米民政府の間において合意された地方的事務を行うこと。

十五. 前各号に關する事務は、調査を依頼し又は自ら調査を行う

以那霸日本政府南方連絡事務所が当分の間  
行う業務の範囲に關する件

一、日本政府と琉球諸島米民政府において三項以下十五項までの各  
項に掲ぐる事項及必要に應じ地方的業務に關し連絡を行う  
こと。但し名瀬出張所を行う連絡業務はその地域を事務柄だけ  
に限定する。

二、旅行に關する事務

2. 南西諸島へ渡航する日本人の入域許可取付に關する事務  
を行うこと。

b. 日本本土より入域せる日本人の申請に基き「身分証明書」の有効  
期間の延長書換及再発給に關する事務を行うこと。

外務省

c. 南西諸島より日本本土へ渡航する外国人の入域許可に關する  
事務を行うこと。

d. 日本本土と南西諸島とを往來する旅行に關する情報の提供に關す  
る事務を行うこと。

三、日本人の生命、身体、財産及利益に關する事務

2. 日本本土より南西諸島へ渡航し又は滞在する日本人の生命、  
身体、財産及利益の保護に關する事務を行うこと。

b. 日本本土に居住する日本人の南西諸島における財産及利益  
の保護に關する事務を行うこと。

四、貿易及為替に關する事務

2. 貿易の増進に關する事務を行うこと。

b. 商取引の斡旋に關する事務を行うこと。

総南運秘才二号

1953

昭和二十八年一月十四日

総理府南方連絡事務局長

外務省アジア局長殿

山那覇日本政府南方連絡事務所が当分の間  
行う業務範囲並に渡航の簡素化について

標記の件については、かねてより御配慮を煩わしては、今般各  
般の状況を勘案し、概ね別添の通りその業務範囲を明らかに  
致した上で、いさぐべく米当局と接衝されるようお願いする。

なお本日より南西諸島の渡航するも、米管理当局の入域許  
可の取り付は相当日時を要する。現状であり、別添の通りその  
手續を改めるよう米当局と接衝されたくお願する。

外務省